

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都ARU

(2) 代表者の氏名

田中 稔

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院池ノ内町47番地 株式会社タナカテック内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもり等といった状態で社会参加について困難を抱えた若者に対して、社会生活を支える人間関係構築および就労支援等に関する事業を行い、豊かな社会関係の中で若者が安心して人生を営むよう支援体制の構築に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月2日

(文化市民局地域自治推進室)